

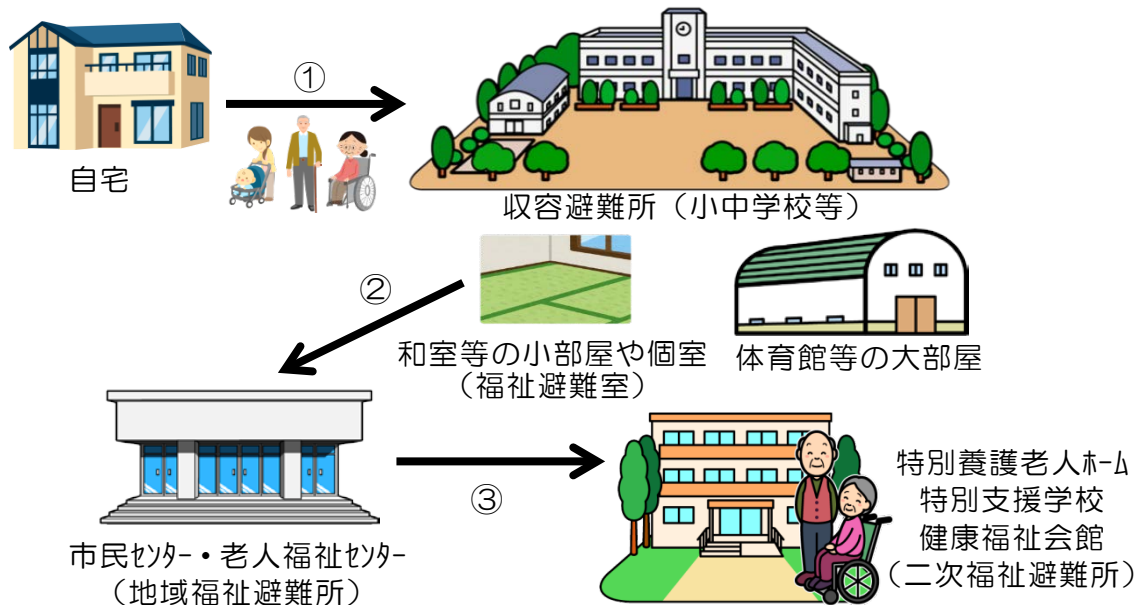
福祉避難所への避難の流れ

☆福祉避難所とは・・・

災害発生時に要介護認定者や障がい者など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所のことです。

原則として、一般の避難者は避難できません。

☆福祉避難所への避難の流れ



①	市の指定する小中学校等の収容避難所へ避難 収容避難所内の体育館等の大部屋で共同生活を行うことが困難な方は、同避難所内の小部屋（福祉避難室）で生活
②	福祉避難室での生活が困難な方は、地域福祉避難所へ移送
③	地域福祉避難所での生活が困難な場合は、二次福祉避難所へ移送

※地域福祉避難所や二次福祉避難所は、人員や物資の支援が入り次第必要に応じて開設しますので、発災後すぐに避難することはできません。まずは市指定の収容避難所へ避難してください。

☆東日本大震災や熊本地震では・・・

福祉避難所の指定を受けていた社会福祉施設等に多くの住民が避難したことで、専門的支援を必要とする人が支援を受けられず、一般の避難所で困難な生活を送っていたことがありました。上記のような段階を踏んでいるのは、二次福祉避難所において、専門的ケアが必要な人のために適切なケアが行えるようにするためです。

☆専門的人材が必要です！！

避難所での介護支援、適切な施設への避難誘導を行うためには、要配慮者の支援について理解のある専門的人材が必要です。

専門的知識を持っている方は、ご協力ください。

